# 記録等事務委託制度の概要

# 令和4年5月20日

# 国土交通省 自動車局

自動車情報課・整備課

※システムの設計開発や今後の検討の過程で 内容に変更がある可能性があります。



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 電子車検証·記録等事務委託制度

自動車検査証のICカード化



○ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関 する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定 整備事業者、行政書士等)に委託する制度(記録等事務委託制度)を導入。

2. I C タグの記録等事務の委託

○ これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

#### 運輸支局等 指定整備事業者等 + 12 Jun 18 41 S. A. P. A. S. A. 審杳 JE AL MOTAS更新 TA AND IN A CONTRACTOR AND A AND OSS申請 (保安基準適合性等) The lot matching of the second 現 現 重検依頼 新旧車検証の交換 重検完了 Han alward II h mil CO. 行 行 車検証送付 ユーザー 検査標章受領 車検証発行 西 南西海 致福 頭頭 検査標章発行 運輸支局等への来訪必要 運輸支局等 指定整備事業者等 表面 MOTAS更新 審杳 C <u> ちょ 」 1350 1655 465 173 149 </u> 周士 交通 イメ (保安基準適合性等) OSS申請 LINE PAR, COS 3 電子化 電 ージ 19 車検依頼 カード情報読取 子 更新可能通知 重検完了 化 6" \*\*\* 【裏面(イメ 印刷可能通知 自動車線査証を執行してください。 後 後 ユーザ ピッ and in case I Cタグの記録 I С 検査標章の印刷 運輸支局等への来訪不要 タ ージ グ ICタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

# 自動車検査証の電子化により出頭不要となる手続



○ 電子車検証の券面記載事項に変更が生じる場合には、運輸支局等において新たに電子車検証を交付 することになるため、出頭が必要となるが、券面記載事項に変更が生じない場合には、ICタグの記録情報 の書き換えのみで手続が完了することから、出頭が不要となる。

手続き	車検証の電子化 による効果	備考
継続検査 (指定整備)	出頭不要化	<u>券面記載事項の変更を伴わないため、出頭不要</u> ※運輸支局における記録を選択する場合を除く
変更登録	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例 : 所有者が支局管轄区域内で引越した場合
移転登録	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例:所有権留保の解除により、所有者の氏名・住所のみ変更となった場合
新規登録		車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
抹消登録		車検証を返納する必要があるため運輸支局への出頭が必要
新規検査		車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
継続検査 (持ち込み)		
構造変更		OSS申請対象外
予備検査		



# 1. 自動車検査証

# 新しい自動車検査証の仕様の詳細





#### 【台紙】

寸法:縦105mm、横177.8mm (7インチ) 紙厚:150µm (四六判110kg)

### 【ICタグ】

通信規格: ISO/IEC14443 TypeA



# 自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項



### <券面記載事項>

🛑 自動車登録番号/車両番号	車台番号	交付年月日		使用者の氏名又は名称
● 車名·型式	型式	自動車の種別		長さ/幅/高さ
● 車体の形状	原動機の型式	燃料の種類		総排気量又は定格出力
🛑 自家用・事業用の別	用途	乗車定員/最大積載量		車両重量/車両総重量
🛑 軸重(前前·前後·後前·後後)	初度登録年月/初度検査年月	<u>車両識別符号(車両ID)</u>	※車両ごの	とに不変の番号として電子化に伴い付与

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの



キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

※上記は省令において定められている記載事項であり、通達において定められている記載事項については記載を省略している





- 電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザや関係事業 者は、「<u>車検証閲覧アプリ</u>」を活用して当該情報を確認する。
- 車検証閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力(PDF等)や車検証情報以外の情報(リコール情報等)の確認等も可能になる。

#### 車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	2023年1月	主な機能	車検証情報の閲覧 ⇒車検証券面にない事項の	確認が可能	
サービス時間	24時間365日		車検証情報ファイルの出力・保存(オンラインのみ)		
利用可能者	車検証原本を所持する者又は 提示を受けられる者		⇒OSS申請や各社システムで	OSS申請や各社システムでの利活用が可能 コール情報等の確認(オンラインのみ) 車検受付時に事前に確認が可能	
利用可能機器	PC、スマートフォン		リコール情報等の確認(オン語 ⇒車検受付時に事前に確認		
<b>車検証情報の閲</b> 覧 ユーザ等	第 <ol> <li>アプリをインストール</li> <li>アプリをインストール</li> <li>②券面に記載されたセキュ ※セキュリティコードは電子</li> <li>③車検証情報の閲覧・車 ※インターネット接続環境</li> </ol>	レリティコード※を入 車検証券面に印字	▲ していていていていていていていていていていています。 ● 本転閲覧アプリ 本力し、ICタグの読取 された4桁の数字 していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		





○車検証閲覧アプリで車検証の有効期間を登録すると、「有効期間」の更新時期にスマホに通知が届く



# 車検証閲覧アプリの概要



- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧 アプリを活用して当該情報を確認する。
- ○閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力(PDF等)や車検証情報以外の情報の確認 等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。



## 車検証閲覧アプリのオンラインモード・オフラインモード



- 車検証閲覧アプリには「オンライン」・「オフライン」の2つのモードがある。
- ・オンライン:インターネット通信が可能な場合における、車検証閲覧アプリの動作モード ICタグから読み取った情報を元に、「閲覧アプリサーバー」\*1から情報を取得
- ・オフライン:インターネット通信環境が無い場合における、車検証閲覧アプリの動作モード ICタグ記録情報を読み取りのみ
- ① オンラインモードにおける表示項目

項番	情報	説明
1	車検証情報	現行車検証と同等の情報を画面に表示する。
2	リコール情報	当該車両に対し、MOTASに登録されたリコール情報を画面に表示する。*2
3	放置違反金情報*3	当該車両に対し、MOTASで保持している放置違反金等滞納情報を画面に表示する。
4	QR⊐−ド	現行車検証のQRコード2,3を画面に表示する。*4

- \*1: MOTASから「閲覧アプリサーバー」への情報の同期は1日1回のため、「リコール情報」と「放置違反金情報」については MOTAS情報の更新から閲覧可能となるまで1日タイムラグが存在。
- \*2:リコール届出から一定期間(約1年)経過後に未改修の車両を登録するため、閲覧可能となるまでタイムラグがある。
- \*3:表示対象とする方向で調整中。

\*4:後ページ(【参考】二次元コード、セキュリティコード)を参照。

#### ② オフラインモードにおける表示項目

項番	情報	説明
1	ICタグ記録情報	電子車検証ICタグに記録された情報を画面に表示する。 ※タグ容量の制約から、全ての備考欄情報を記録できない車両が一部存在する。 その場合はICタグ記録情報の末尾に未記録情報があることを明記する。



## 車検証情報を閲覧するために必要な設備等

### ~スマートフォンで閲覧する場合~

- <u>NFC規格に則ったICカードリーダが内蔵</u>されたスマートフォン
- iOS、Android OS
- 国土交通省より公開する「車検証閲覧アプリ(無料)」をダウンロード

### ~PCで閲覧する場合~

- PC : Windows10、Windows11
- 国土交通省より公開する「車検証情報閲覧アプリ(無料)」をダウンロード
- ICカードリーダ※
  - ※ <u>市販品(NFC\*規格に対応した非接触型)</u>を想定。

ISO/IEC 14443 TypeAに準拠していること、並びにPC/SCインタフェースに 対応していることが必要

\*NFC(Near Field Communication):近距離無線通信規格のこと



ICタグ記録事項、閲覧アプリのモードによる表示項目の差異<sup>9 国土交通省</sup>



\*「車両ID」については次ページで解説

![](_page_12_Picture_0.jpeg)

### 電子車検証の空き領域の利活用制度

![](_page_12_Figure_2.jpeg)

#### 利用できる事務

• 道路運送車両に係る関係者の利便性の向上に資するものとして、国土交通大臣が定める事務

#### 利用できる者

- 上記事務を処理する行政機関、地方公共団体、独立行政法人等
- 空き領域を活用する事務及び自動車検査証記録事項の安全管理を適切に実施できるものとして 国土交通大臣が定める基準に適合する民間事業者

#### 利用方法

• 自動車検査証の交付を受けている者に、空き領域の利用目的を明示し、その同意を得ること

![](_page_13_Picture_0.jpeg)

![](_page_13_Picture_1.jpeg)

#### 車両 IDと は

- ✓ 車両に対して、初めて電子車検証が発行される際に付す固有の識別情報(英数字14桁)
- ✓ 自動車の<u>ライフサイクルを通して不変</u>
- ✓ 登録車、軽自動車、小型二輪を対象に、電子車検証交付時に新規付与(軽二輪は対象外)
- ✓ 既登録車にも、紙車検証から電子車検証への切り替え時に自動的に付与
   (登録車、小型二輪:令和5年1月~ 軽自動車:令和6年1月~)
- ✓ <u>ナンバーや所有者が変わっても車両識別が可能</u>となり、将来的に様々な情報連携等の活用を見込む

### 車両IDの引継ぎ

✓ 登録番号は引っ越しをしたとき、車台番号は職権打刻をしたときに変わってしまう可能性があるものの、車両IDは一部の場合 ※を除き、<u>新規登録から永久抹消されるまで不変の識別番号</u>となる。

※輸出抹消後に我が国に再輸入された車両

✓ 一度払い出された車両IDは、当該車両が「登録車」から「軽自 動車」に変わった場合でも、引き続き同じ車両IDが引き継がれ、 車両形態の変更後も識別が可能になる仕様。

![](_page_13_Figure_12.jpeg)

![](_page_13_Figure_13.jpeg)

![](_page_14_Picture_0.jpeg)

# 【参考】二次元コード、セキュリティコードについて

![](_page_14_Figure_2.jpeg)

and share that they have been been and the same that the	企 証	1	1 294 1A	-975 			京連載文科校祖 4000년
	THE TR	I BROWN	AL 10 11 11		in series		10 EC
an 100/2 1015	A ACCESS TO ACCESS TO	8828	A 15 10		8 8 1	1.1.1	AMB
17.1						1006	1771
ARCD03-1324882						10.0.10.00.0	0.00,75,04,18,18,28,29
and the state of t	****			N = #	E	*Anas	e mnnosee
C B A - A B C D 0 B	Z Y 2 0	1.99	#945				
単年者の共主义は有利国主交通省							
用 彩 带 小 符 件 就应都干代的证据必须	12 7 11 1 - 3						[13001_047
他用者的几点又以作用 ***							
***							
佐然の未満の位置							
HARROWTYSH WE							
1	7. 1.	-		1			
				6			
自動車重量提續 ¥24,600							
○ 前非重量提倡 ¥24,800 (此前期間方示信) 10,000 (以走行期間方示信) 20,000	· (平成2 5年1月4日)	4		ru			
○11年三皇光堂 ¥24,600 上行新羅討表示第110,000 (印之行非難記表示第150,000 上行新羅討表示第150,000 (印之行非難記表示第180,000 一定行將難到)時込除書出 ※4,600	<ul> <li>         は29年1月4日)         (平成27年1月4日)         (平成25年3月4日)         (中成25年3月4日)         (日)         (日)</li></ul>	4		10			
○龍米茎電磁館 ¥24,800   点行新編合表示領1 10,80 ( 地址行本語由表示領1 50,000 ( 地位行新羅記錄最大額 30,000 ( 支積新羅)時出版電車   後愛時の点版聖術業類試及 高量整 ( 法後知時) ( 出版)	<ul> <li>         在29年1月4日)         (平成27年1月4日)         ホロ(平成25年1月4日)         (平成25年1月4日)         (</li></ul>	4		10			
○ 能考重這段經 % 24.600 (並行對國法承報]10.000 (並行對國法承報]50.000 (並行對國法教養大概)50.000 (並行對國法教養大概)50.000 (支保秘病)時込候還承 (後大約%) 使用者 區大約%%)使用者 每下条約	<ul> <li>10.2.9年1月4日)</li> <li>11.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.</li></ul>	4		10			
6 期季素量差%% ¥24,600 (出作計解的表示%)100,000 (出生行將服約表示%)50,000 (支持將照2)除2,42,50,000 (支持結例)於3,42,52,50,000 (支持結例)於3,42,52,50,000 (支持然態)於42,52,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,50,	5. 「 <u>現29年</u> (月4日) 加 (平成27年1月4日) 本四 (平成25年3月4日) <u>第</u> 至録弾影戦あり	4					
6 期季素重量完整 ¥24,600 (出生行新規算表示項150,000 (出生行新規算表示項150,000 (支持基例1時込程重率 (受持地項1時込程重率 (受持地項1時込程重率 (受持地項1時込程重率 (受持地項1時込程重率) (受持地項1時及目示重要)	<ul> <li>         なま当年1月4日)         れ(Fick27年1月4日)         れ(Fick27年1月4日)         れ(Fick25年3月4日)         記録録記載点う         </li> </ul>						
6 指導素型連結準 7 2 4, 6 0 0 0 1 上行計解解的表示項目 10.000 (以上行用解約表示項目 30.0000 (支持補助)時込程意準 (受持補助)時込程意準 (受持形態)性思者 茲下か自	(社会)年1月4日) 前(下成27年1月4日) 10(下成25年1月4日) 第三時得到成為り	۲ ۲				ALC: NO	
6 期季素量量発電 ¥24, 600 (市行用欄約表示項1 60, 000 (市行用欄約表示項1 80, 000 (支持補助)時込程意率 (受持補助)時込程意率 (受持形態) 時込程意率 (受持形態) 他沿者 茲下条件	(社会)年1月4日) (年成27年1月4日) 10(年成25年1月4日) 10(年成25年1月4日) 単三時得到報約5						
6 第季素電量電量 7 2 4, 600 上市新聞成表示項目 50,000 (四本行用期計表示項目 50,000 (大行兩項定解最大損 80,000 (大行兩項ご解表」其目 80,000 (大精補明)時込程重率 (受情形用)時込程重率 (受情形用) 使用者 每下分台	(年史3年1月4日) (年成27年1月4日) 10(年成25年1月4日) 10(年成25年1月4日) 東記録得約編あり						
中勤事業重要認識 7244,600 出売行用期約表示項目 50,000 (回応行用期約表示項目 50,000 (支持補助)) 持込報意率 (支持補助) 持込報意率 (支持補助) 持込報意率 (支持形態) 抢犯者 茲下条件	2 (年29年1月4日) (年度27年1月4日) 1 (年度25年1月4日) # (年度25年1月4日) # 29月時前間載かり						
中醫學主要保證、¥24, 600 (但在行用醫疗表示與150,000 (但在行用醫疗表示與150,000 (在行用醫疗法律及保健) 40,000 (在作用醫理結構及保健) 40,000 (在作時期) 持為保護率 (使情形態) 控想者 每下条件	2 (年29年1月4日) 2 (年度27年1月4日) 2 (年度25年1月4日) # 2 (年度25年1月4日) # 2 時時回載あり						

### 電子車検証のイメージを示します。 セキュリティコードは表面に印字される4桁の数字です。 表面

![](_page_14_Picture_5.jpeg)

# 車検証閲覧アプリ画面イメージ

![](_page_15_Picture_1.jpeg)

### ※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです

![](_page_15_Figure_3.jpeg)

# アプリによるデータ出力イメージ(オンラインモード)

![](_page_16_Picture_1.jpeg)

#### ※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです

二次元コード表示

![](_page_16_Figure_4.jpeg)

![](_page_17_Figure_0.jpeg)

![](_page_17_Picture_1.jpeg)

### ・車検証を連続読取する【1/3】

#### 車検証を連続読取する操作を説明します。

- ①「連続読取開始」を選択します。
- ② セキュリティコード(車検証に記載されている4桁の数字)を入力後、「読取」を選択します。
- ③「車検証をかざしてください。」と表示されたら、ICカードリーダに車検証を近づけ、読取を行います。
- ④ 車検証の読取が完了したら、自動車登録番号が表示されます。
   車検証の読取を継続する場合は、②~③の操作を繰り返します。
   連続読取を完了する場合は、「完了」を選択します。
- ⑤ 連続読取を行った件数分の車検証情報が表示されます。

![](_page_17_Figure_9.jpeg)

![](_page_17_Figure_10.jpeg)

![](_page_18_Picture_0.jpeg)

国土交通省
 ※大量に車検証を扱う方向け

### ・車検証を連続読取する【2/3】

#### 車検証を連続読取する操作を説明します。

- ①「連続読取開始」を選択します。
- ② セキュリティコード(車検証に記載されている4桁の数字)を入力後、「読取」を選択します。
- ③「車検証をかざしてください。」と表示されたら、ICカードリーダに車検証を近づけ、読取を行います。
- ④ 車検証の読取が完了したら、自動車登録番号が表示されます。
   車検証の読取を継続する場合は、②~③の操作を繰り返します。
   連続読取を完了する場合は、「完了」を選択します。
- ⑤ 連続読取を行った件数分の車検証情報が表示されます。

![](_page_18_Figure_9.jpeg)

![](_page_18_Figure_10.jpeg)

![](_page_19_Picture_1.jpeg)

### ・車検証を連続読取する【3/3】

#### 車検証を連続読取する操作を説明します。

① 「連続読取開始」を選択します。

(1)

- ② セキュリティコード(車検証に記載されている4桁の数字)を入力後、「読取」を選択します。
- ③「車検証をかざしてください。」と表示されたら、ICカードリーダに車検証を近づけ、読取を行います。
- 自動車登録番号が表示されます。 ④ 車検証の読取が完了したら、 車検証の読取を継続する場合は、2~3の操作を繰り返します。 連続読取を完了する場合は、「完了」を選択します。
- 連続読取を行った件数分の車検証情報が表示されます。  $(\mathbf{5})$

![](_page_19_Picture_9.jpeg)

![](_page_19_Figure_10.jpeg)

# ファイルー括ダウンロード機能のフロー1

![](_page_20_Picture_1.jpeg)

![](_page_20_Figure_2.jpeg)

# ファイルー括ダウンロード機能のフロー2-1(正常終了時) 2 国土交通省

![](_page_21_Figure_1.jpeg)

# ファイルー括ダウンロード機能のフロー2-2(エラー時)

国土交通省
※大量に車検証を扱う方向け

![](_page_22_Figure_2.jpeg)

# ファイルー括ダウンロード機能のフロー2-3(オフライン対応) 国土交通省

※大量に車検証を扱う方向け

![](_page_23_Figure_2.jpeg)

※オフラインで取得した車検証情報が 選択された状態で、一括ダウンロードア イコンを押下した場合、確認ダイアログ を表示する(ユーザが一括ダウンロード を実行する前に、オフラインモードで読 取した車検証情報が選択されているこ とに気づかせるため)。

![](_page_23_Figure_4.jpeg)

# リコール情報表示

![](_page_24_Picture_1.jpeg)

### ※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです

○閲覧アプリで車検証を読み取った際に、リコール情報が設定されていた場合、画面表示されることとなる。

![](_page_24_Figure_4.jpeg)

![](_page_25_Picture_0.jpeg)

# 2. 記錄等事務委託制度

# 記録等事務委託制度の概要

![](_page_26_Picture_1.jpeg)

継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定整備事業者、行政書士等)に委託する制度。
 記録等事務委託を受けようとする者は、運輸支局長等に委託申請を行う必要がある。

![](_page_26_Figure_3.jpeg)

	特定記録等事務(改正法第74条の5)	特定変更記録事務(改正法第74条の6)
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ(例:所有者の氏名・住所))
(2)申請方式	電子申請(OSS申請)(	窓口申請は対象外)(※1)

(※1)軽自動車については、現時点継続検査のみOSS申請に対応しているため、当面は特定記録等事務のみ委託可能。26

# 記録等事務の委託手続

![](_page_27_Picture_1.jpeg)

#### 1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務(改正法第74条の5)	特定変更記録事務(改正法第74条の6)
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ(例:所有者の氏名・住所))
(2)申請方式	電子申請(OSS申請)	(窓口申請は対象外)

#### 2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先 : 運輸監理部長又は運輸支局長 (軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会)

#### (2) 委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、 (一社)全国軽自動車協会連合会(検査対象軽自動車のみ)、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

#### ②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録等事務責任者の選任等

#### ③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ(市販レーザプリンタ又はインクジェットプリンタ(純正顔料インク)、 個人を認証するもの(マイナンバーカード又はgbizID)、ICカードリーダ・ライタ、セキュリティ対策、盗難防止措置等

#### (3)その他

○ 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、 事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続

○ 委託の解除手続き 等

# 記録等事務代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者( 🕑 国土交通省

・当該事務を適切・確実に実施できる者として、必要かつ適切な組織及び能力を有すること、当該業務を適格に実施するために必要な設備を備えていること、また刑罰等に処せられている等の欠格事由に該当しない者とする。

### 1. 必要な組織・能力を有すること

#### (1)必要かつ適切な能力を有する者

区分	資格者	添付書類等
	(二功妻	【行政書士の資格を有する者】 行政書士証票(写)
	1」 以音工の 員俗 を 有 り る 有 又 は れ 」 以 音 工 法 入	【行政書士法人】 登記事項証明書(写)又は定款(写)
特定記録等事務	行政書士法(昭和26年法律第4号)第19 条第1項ただし書に規定する総務省令で定め る者として、行政書士法施行規則(昭和26年 総理府令第5号)第20条第2項第2号に規定 される者(ただし、同号で規定される手続きの区 分に限る。)	定款(写)
	指定自動車整備事業の指定を受けている者	整備工場コード(指定) (例:41-01234)
特定奕更記録事務	行政書十の資格を有する者又は行政書十法人	【行政書士の資格を有する者】 行政書士証票(写)
的是文文的新子初		【行政書士法人】 登記事項証明書(写)又は定款(写) 28

記録等事務代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(1))国土交通省

### 1. 必要な組織・能力を有すること

※申請にあたっては、国土交通省が定めた様式で作成。

(2) 適切な組織体制であること

区分	具体的な要件	添付書類
	自動車検査証への記録の適切な実施の管理	組織体制図
①管理体制	検査標章の保管および出納の管理	
	法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督	
②連絡体制	問題が生じた場合等において運輸支局長等と確実に連絡が取れる体制 の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理	連絡体制図
③責任者の選任	記録等事務の責任者を選任し、法令に基づく事務の管理運営が適切に 行われるものであること <責任者の役割> ・車検証の記録、検査標章の保管及び出納の管理 ・法令遵守についての指導及び監督(例:研修の実施など) ・記録等事務の実施に係る統括管理	責任者の氏名を記載

# 記録等事務等代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者と国土交通省

### 2. 適切な設備を備えていること

要件	具体例
①記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン	Windows10、Windows11を搭載したパソコン
②検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器	市販のレーザープリンタ又はインクジェットプリンタ (顔料インク)を想定 <sup>※1</sup> ※1現在検討中 ただし、特定変更記録事務の場合、インクジェット プリンタは顔料インクタイプである必要はない。
③自動車検査証に搭載されるICタグをかざすことにより読取及び書換が 可能な機器	ICカードリーダ・ライタ <sup>※2</sup> ※2 市販品(NFC規格対応の非接触型)を想定 ISO/IEC 14443 TypeAに準拠していること、 並びにPC/SCインタフェースに対応していることが必要
④インターネット接続環境	
⑤記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの	作業者のマイナンバーカード又は法人のgBizID
⑥必要なセキュリティ対策が講じられていること	業務に使用するPCの継続的なOSの更新、ウイル ス対策ソフト(OSに備え付けられているものを含 む)の導入、盗難防止対策

なお、業務に際しては「検査標章台紙」(運輸支局等で配付予定)、「A4普通紙等消耗品」も必要となる。 30

# 【参考】GビズIDについて

![](_page_31_Picture_1.jpeg)

![](_page_31_Figure_2.jpeg)

![](_page_32_Picture_0.jpeg)

3. 欠格事由に該当しないこと

#### ※申請にあたっては、宣誓書にて確認

- (1)一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過 しない者
- (2)特定記録等事務の委託又は特定変更記録事務の委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
- (3)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)又は(2)、(3)のいずれか に該当するもの
- (4)法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) のうちに、(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの

![](_page_33_Picture_0.jpeg)

# 記録等事務代行者の委託申請

### 1. 申請先

特定記録等事務:最寄りの運輸支局長(1か所のみ)※1 (軽自動車は、軽自動車検査協会)

※1 記録等事務委託申請者にとって最も利用のしやすい、1箇所の運輸支局

特定変更記録事務:申請対象となる車両の使用の本拠を管轄する支局長(申請を取り扱う支局長すべて)※2 ※2 複数局申請の場合、代表支局長を指定

### 2. 申請方法

- オンライン申請(令和4年5月23日~12月31日までの間は紙申請のみ(郵送可)。
   令和5年1月から、国土交通省が提供する専用ポータルサイトを通じたオンライン申請を原則とする予定。)
- 登録車及び軽自動車の記録等事務委託申請を行う場合、運輸支局及び軽検協への同時申請可※3

### 3. 申請書類

- 申請書(①氏名・名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名 ②事業場の名称及び所在地③責任者の氏名
   ④現に営んでいる事業の種類、連絡先、メールアドレスその他事務の実施に必要な事項))
- 添付書類(要件を具備することについての証明書類(資格証の写し、体制図、宣誓書等))

### 4. 委託書の交付

• 通知書を交付

### 5. 記録等事務代行者の公示

- 公示事項(記録等事務代行者の氏名又は名称並びに法人にあっては住所及びその代表者の氏名、事業場の 名称及び所在地、委託に係る記録等事務の対象とする自動車の範囲)
- ・本省HPに掲載(記録等事務を委託した各運輸支局等HPでも閲覧)

![](_page_34_Picture_0.jpeg)

![](_page_34_Picture_1.jpeg)

- 令和5年1月以降、記録等事務委託申請については、国土交通省が提供する専用ポータルサイトより申 請が必要。なお、ポータルサイトは令和5年1月に公開予定。
- ポータルサイトにおいては、記録等事務の委託手続の詳細について解説する他、記録等事務に必要な情報が入手できるような仕様となる予定。

![](_page_34_Figure_4.jpeg)

# 変更記録に係る委託申請先が複数ある場合のフロー案(オンライン) 🔮 国土交通省

○ 令和5年1月から提供するオンライン申請時のフロ−案。紙での申請の場合、委託を受けたい地域が複数 ある場合は、当該地域を管轄するすべての運輸支局長に対して申請を行う必要がある。

![](_page_35_Figure_2.jpeg)

![](_page_36_Picture_0.jpeg)

### 記録等事務等代行者の要件を確認するための添付書類(1)

![](_page_36_Figure_2.jpeg)

![](_page_37_Picture_0.jpeg)

## 記録等事務等代行者の要件を確認するための添付書類(2)

○○運輸支局長 殿		
宣誓書		
道路運送車両法施行規則第49条の7第3号(欠格事由)の各事項に該 当しておりません。		
上記に相違ないことを宣誓します。		
年月日		
住 所 氏名又は名称 代表者名		

## 委託することができない事務 等

![](_page_38_Picture_1.jpeg)

### 1. 委託することができない事務

区分	委託することのできない事務(引き続き運輸支局等が行う事務)	関係条文
特定記録 等事務	継続検査の結果の判定	法第74条の5第1項
	通常の有効期間の経過前に保安基準に適合しなくなるおそれがある場合に車検証の有効期間を短縮する判断	法第61条第3項
	自動車税種別割又は軽自動車税種別割の納付事実の有無について地方自治体に確認すること 及び納付事実が確認できない場合に車検証を返付しないという判断	法第97条の2第2項 及び第3項
	自動車重量税が納付されていない場合に車検証を返付しないという判断	法第97条の4第1項
	放置違反金等が納付されていない場合に車検証を返付しないという判断	道交法第51条の7第2項
特定変更 記録事務	変更記録をすることが適当であるかどうかの審査	法第74条の6第1項
	保安基準に適合しなくなるそれがあると認めるかどうかの判定	法第67条第3項

### 2. 禁止行為

- ・ 災害その他やむを得ない理由以外で記録等事務を実施しないことの禁止
- ・他の車検証への記録、他者への車検証返付や標章交付

### 3. 委託解除について

- ・以下の事実を確認した支局等において審査後、記録等事務代行者あてに解除の通知を行う。
  - (1)委託の要件を備えなくなった場合
  - (2) 道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に違反したとき
- 解除された場合、速やかに交付を受けた支局等に対し検査標章を返納する。

![](_page_39_Picture_0.jpeg)

![](_page_39_Picture_1.jpeg)

### 1. 各種手続

対象手続	要件
検査標章の紛失届	<ul> <li>・保管中の検査標章を紛失したとき</li> <li>・紛失した年月日、番号、枚数、理由を届出に記載</li> </ul>
事業場の位置の変更承認	<ul> <li>事業場の位置を変更しようとするとき【概ね30日前】</li> <li>審査基準、申請方法、通知方法は委託申請時と同様</li> </ul>
氏名等変更届	<ul> <li>氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名、事業場の名称、責任者の氏名を変更しようとするとき【概ね7日前】</li> </ul>
委託業務廃止届	<ul> <li>・記録等事務代行業務をやめようとするとき【概ね7日前】</li> <li>・委託申請したすべての支局長等あて(継続して委託業務を実施する地域がある場合、当該支局を除く)</li> </ul>

### 2. 標識の掲示義務

 $\leftarrow$ 

下記の標識を、事業場において、公衆の見やすいように掲げなければならない。

●●事務代行者		↑   10センチメートル   ↓
・氏名又は名称		
・委託をした運輸支局長及び運輸監理 部長(法第74条の規定の適用がある ときは軽自動車検査協会		※材質等は自由

 $\rightarrow$ 

## 記録等事務の実施方法・内容(イメージ図)

![](_page_40_Picture_1.jpeg)

- 各運輸支局等は、記録等事務代行者における車検証情報の書き換えを希望するOSS申請については、申請内容を審査(保安基準に適合するか、変更登録が適当か)した上で、申請者の希望する記録等事務代行者へ書き換え可である旨及び書き換えに必要な事項を記録等事務代行アプリを通じて通知。
- □ 通知を受けた記録等事務代行者においては、記録等事務代行アプリから、書き換え情報を閲覧し、車検証に記載され た車台番号と登録番号と通知を受けた内容の同一性を確認した上で、ICタグの書き換え、検査標章の印刷を行い、車 検証を返付。

![](_page_40_Figure_4.jpeg)

![](_page_41_Picture_0.jpeg)

![](_page_41_Picture_1.jpeg)

- 記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章の発行を行うためには、国土交通省から提供する 「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要がある。
- 記録等事務代行アプリを利用することによって、継続検査等に伴う車検証情報の更新や検査標章、各種 帳票の印刷・発行等、従来、国において実施していた業務が記録等事務代行者の手元で行えることとなる。

#### 記録等事務代行アプリの概要

![](_page_41_Figure_5.jpeg)

![](_page_42_Picture_0.jpeg)

# 記録等事務代行アプリ画面遷移イメージ①

LUGO] 車検証更新アプリ	※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです
ΠΫΤΥ	× バスワード入力 公約億人提証パスワード(数字4桁)を入力してく ださい。 パエマード 人力してくたさレ
①アプリ起動後、トップ画面が表示された後、「ログイン」ボタンを 押下し、ログイン画面に遷移する。	③公的個人認証パスワードを入力後、「次へ」ボタンを押下し、マイナン バーカード待機画面に遷移。
ログイン	
マイナンバーカードでログイン ログイン© 入力してください パスワード 入力してください パスワードをお忘れの方は <u>こちら</u> ログイン 又は	× マイナンバーカード読取 マイナンバーカードをリーダーライターにタッチし てください。
gBizIDアカウントでログイン gBizIDアカウントでログインゼ ②マイナンバーカードでログインする場合、ログインID、パスワード、を入力、その	④マイナンバーカードをICタグリーダライタにかざして認証を行う。認証が終
後「ログイン」ボタンを押下してマイナンバーカードパスワード入力画面に遷移。 ※GビズIDの場合は、GビズIDサイト(別サイト)にて認証を行う。	わると記録等事務代行情報一覧画面に遷移する(次ページ)。 42

# 記録等事務代行アプリ画面遷移イメージ2

![](_page_43_Picture_1.jpeg)

1060 記錄等事務代行5	779 - 0	
■ 山田 太川	▼ 車検証書き換え	※国父音が開光中の一般同いアンツの1メージ(9 ×
0-5-5-5-		車検証書き換え
フリンター(総要提型) プリンター(総要)	TP. AL INISE	交付可能な自動車検査証 4件 書き換えを行う自動車検査証をカードリーダー上に置いて
□2 書き換え	白松車登録番号/車高番号、白松車の様別など	作業売了したもの 0件 ください。
	交付可能になった日 前 - 前 検索	(三順 800 お 1224
L	□ 055申请手振中:2件 交付可能:4件 記録等事務代行不可:1件 2021/08/03 14:00 時点 €	
	ステータス マ 自動車量録曲号(庫尚៍新 自動車の補助 の55申請 055申請先 交付可能になった日	開催中・・・
	☆      ☆      ☆      ☆      村可能     三重     800 お     1224     軽白動車     縦続検査     足立     2025/07/03	定初中 ・・・ 券面を動かさないでください
	● 交付可能 三重 777 お 1277 税目動車 総統修査 足立 2025/08/03	옷
	● 交付可能 三重 666 丸 1266 登録車 継続挑査 定立 2005/04/03	
	● 交付可能 三重 555 お 1 2 5 5 金塚車 継続検査 足立 2025(08/03)	②雪子市検証再新両面で市検証情報の再新
	記録厚華器代行不可(2) 三重 222 お 1222 登録単 単統検査 品川 ー	
	OS5中語手統中 三重 4.4.4 約 1.2.4.4 登録車 磁統検査 品川 -	(利用日の環境により異なるが、更利時間はのよて10秒性反と応定。)
	OSS申請手給中 三重 333 お 1233 登録車 継続検査 品川 ー	林玄相思。 机整印刷
(2) sillings	■ ⑤「作業開始」ボタンを押下し、ICタグ更新待機画面に遷移。	
0.001000		
1000 記録等事		
	×	
車枚	書き換え	車検証書き換え
100		* カリコがみもちまややおT (作 まざゆう パンフィ エート ロルク 白秋市 や太江 ざ 西証 ナフ 担
201	19年後な戦闘単戦派に ATT 音さ及えを行う日動単交派加をカートリーシーニに、強いく また71.55-0 0社 ください。	
17.0	MET OF ON ALL	王重 800 お 1224
		三重 800 お 1224 更新完了 ✔
	WHICH WERE TO THE	
		⑧電子車検証更新完了画面表示になった後、「検査標章・帳票
	⑥ ICタグ更新待機画面遷移後、ICタグリーダライタに電子車検	印刷」ボタンを押下し、検査標章印刷画面に遷移。
	証をかざし、電子車検証更新画面に遷移。	
		検査標章・楓栗印刷

![](_page_44_Picture_0.jpeg)

# 記録等事務代行アプリ画面遷移イメージ③

- C × C × C × C × C × C × C × C × C × C	
×	
检查標證印刷	嶋栗印刷
検査標章を印刷します。支局から配布されている専用台紙をセットして印刷を行ってください。	・ 観光を印刷します。A4普通紙に印刷してください。
EDRI	
更新した自動車検査証 💟 検査標準	要新した自動車検査証 登録事項等 通知書 ビ 自動車検査 ビ 警告地文
三重 800 お 1224 解脱接重	三重 800 お 1224 総統検査
三重 777 お 1277 縦机検査	三里 777 参 1277 税税税度
三歳 666 8 1266 継続機変	三単 555 お 1255 単純検査
三重 555 お 1255 単純検査	
※依照如果印刷+細胞改正の定用の分対象 C3	
⑨検査標章印刷画面表示後、「印刷」ボタンを押下し、検査標章を印刷。	山間空マ両面に悪格
- 印刷終了後に検査標章印刷完了画面に遷移。	
	夏天の時間地一般面面を
as www.ac	Action Printing Permilier and Action
検査標章印刷	帳票印刷
印刷処理が行われました。印刷物を確認し、問題がなければ帳票印刷へ進んでください。	印刷処理が行われました。印刷物を確認し、問題がなければ書き換えを完了してくだ
TH / GRA	έν.
神印刷	再印刷
更新した自動単純査証	変新した自動車検査証 登録事項等 通知書 通知書 「」 「 自動車検査 」 「 」 「 自動車検査 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」
三重 800 お 1224 単的検索 🖌	三重 800 お 1224 継続検査
三章 777 お 1277 線統検査 🖌	三重 777 お 1277 税助検査
三重 666 初 1266 継続検索	三章 656 お 1266 線肌検査
三重 555 お 1255 銀柄検査 🖌	三重 555 お 1255 縦横模査
※検査標準印刷は場所検査の更新のみ対象です	
@ 検査 博音の 別 空 了 両 面 丰 二 没 「 帷 画 の 別 へ 准 れ 」 ボ か た 囲 て 」	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	型版示印刷於」後、取役に「元」」パダングが下して、「F未於」となる。
「「「「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「「」」」「」」」「「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」」	
	夏スの創業の登録商人
展る (根無印刷へ進む)	OC W PHYSIC JEINING 1

# 検査標章配付フロー

![](_page_45_Picture_1.jpeg)

![](_page_45_Figure_2.jpeg)

![](_page_46_Picture_0.jpeg)

![](_page_46_Picture_1.jpeg)

### 配付・管理及び不正防止対策について

検査標章貼付後も交付した事業者がわかるようにするため、 青シールと台紙の2箇所に製造管理番号を付す。 製造管理番号により標章の配付・管理等を行う。

#### <u>フロントガラス貼付の場合</u>

ナンバープレート貼付の場合

![](_page_46_Figure_6.jpeg)

![](_page_46_Picture_7.jpeg)

台紙のサイズは「はがきサイズ」を想定 ※R6.1より、軽自動車についても登録車に合わせて仕様を統一する予定

# 継続検査(74条の5)

![](_page_47_Picture_1.jpeg)

![](_page_47_Figure_2.jpeg)

![](_page_48_Picture_0.jpeg)

![](_page_48_Picture_1.jpeg)

![](_page_48_Figure_2.jpeg)

![](_page_49_Picture_0.jpeg)

### 【パターン5】

![](_page_49_Figure_2.jpeg)

【パターン6】 🗙 ※申請に関与していない記録等事務代行者は書き換え不可

![](_page_49_Figure_4.jpeg)

![](_page_50_Figure_0.jpeg)

【パターン2】 × ※申請に関与していない変更記録事務代行者は書き換え不可

(仮に行政書士Aが委託を受けている者であっても書き換えのみ行政書士Bに依頼するのは不可)

![](_page_50_Figure_3.jpeg)

![](_page_51_Picture_0.jpeg)

※変更記録のOSS本人申請の場合、申請に関与した者(電子保適を提供した指定整備事業者)が存在する継続検査の 記録等事務代行(74条の5)と異なり、申請に関与する者がいないため、申請に関与しない変更記録事務代行者 (行政書士)による書き換えを認めることとする

スケジュール

令和4年

![](_page_52_Picture_1.jpeg)

5月17日(火)	関係政令閣議決定(記録等事務委託手続の準備行為は令和4年5月23日 から施行。車検証の電子化、記録等事務委託は令和5年1月1日から施行。 記録等事務委託に関する国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任等)
20日(金)	関係政令·省令公布、通達発出
23日(月)	改正法(記録等事務委託手続の準備行為)施行
	記録等事務委託に係る申請受付開始
8月頃(予定)	電子車検証に関する周知サイトの運用開始
令和5年	
1月 1日(日)	改正法(電子車検証・記録等事務委託制度)施行
1月 4日(水)※	電子車検証の交付開始
※改正法施行後 最初の開庁日	記録等事務委託申請のオンライン受付開始 記録等事務代行ポータルサイト・アプリ、閲覧アプリ運用開始

今後のスケジュール

![](_page_53_Picture_1.jpeg)

![](_page_53_Figure_2.jpeg)